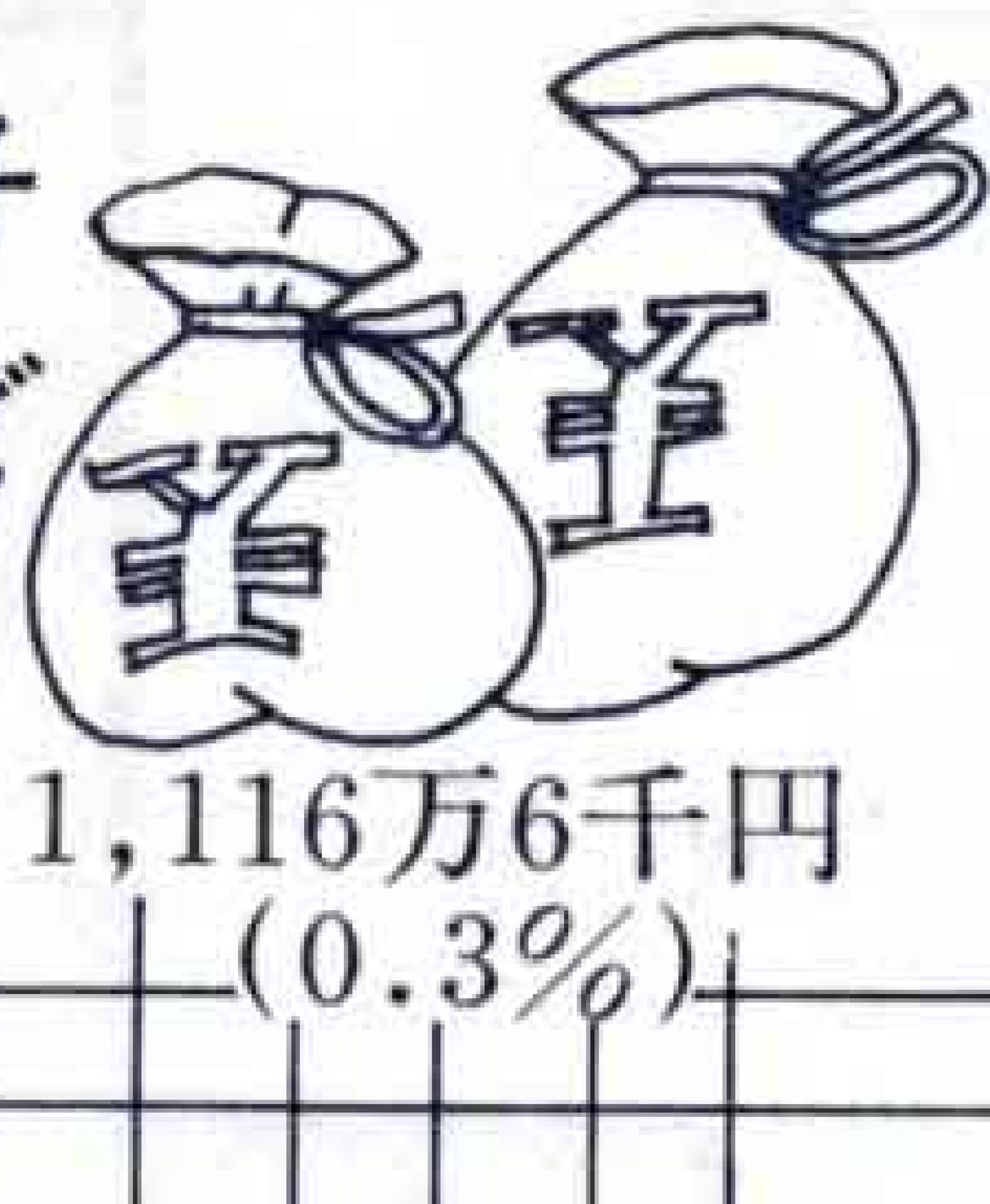


# 昭和53年度国民健康保険

その他

預金利子  
など



1,116万6千円  
(0.3%)

繰入金、繰越金  
などより

1億7,066万9千円  
(5.1%)

国、県より



17億7,584万6千円  
(52.8%)

33億6,400万円

その他

審査支払手数料など

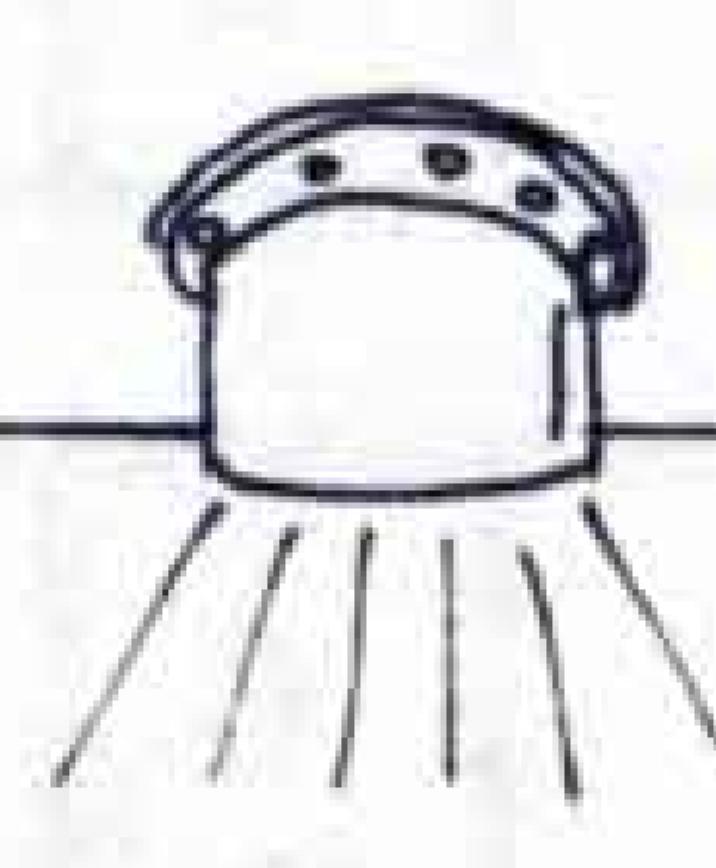
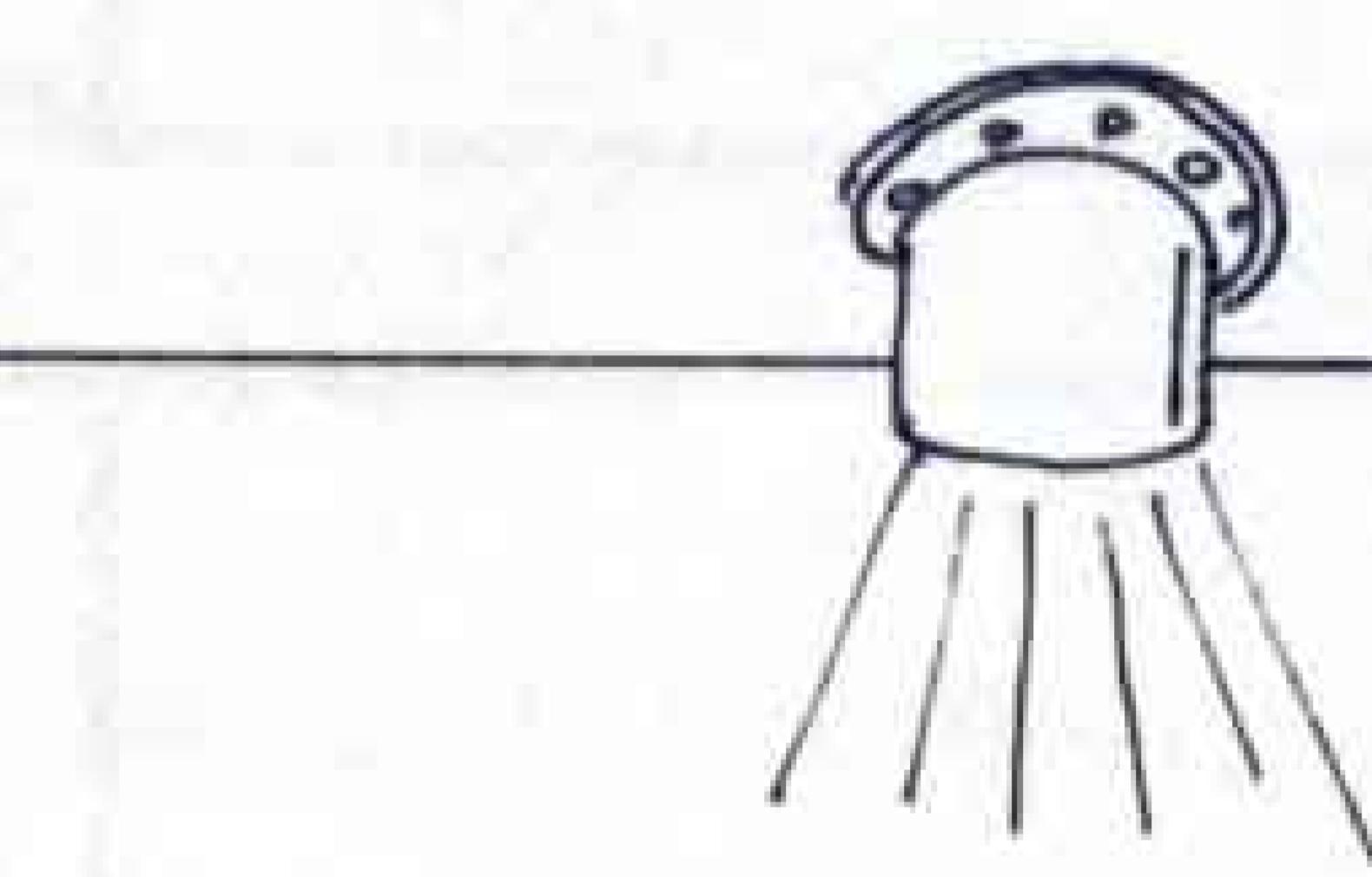
5,451万5千円  
(1.6%)

助産・葬祭などに支給

5,100万円  
(1.5%)

病気やケガなどに給付

31億7,614万5千円  
(94.4%)



## 勤労者住宅建設資金を貸します

**最高額は300万円まで**

市では、勤労者住宅建設資金の貸付を次のように行いますので希望する人は申し込んでください。

### ▶申込みのできる人

- ①市内に住宅の新築、増改築または土地、建物を購入する人。
- ②市内に住民登録し、引き続き1年以上、住んでいる人または市内の事業所に5年以上勤務している日本国民。
- ③市町村民税を完納している人。

### ▶貸付を受けられる 建物と土地

- ①住宅を建築する場合は、建物面積40平方㍍以上120平方㍍以下であること。
  - (イ) 60才以上の老人とその親族が同居する住宅。
  - (ロ) 6人以上の多人数の親族が同居する住宅。
  - (ハ) 心身障害者とその親族が同居する住宅。

②宅地購入の場合は、その面積が150平方㍍以上300平方㍍以下で貸付の日から5年以内に住宅を建築する人。

### ▶貸付の条件

- ①貸付金額の最高は300万円まで。
- ②新築、増改築の場合は、10月までに着工し54年3月末日までに完成できる人。
- ③土地、建物購入の場合は10月までに売買登記が完了できる人。

# 正しい受診に心がけましょう

## 皆さん の 保険税より



昭和53年度の国民健康保険の予算が、きまりましたが、本年2月からの医療費の改定、高額療養費の大幅なび、また老人医療費の増加など支出面が、大きくなります。

むだな医療に十分注意して、正しい受診に心がけましょう。

### ◎忘れてはいませんか、こんなときには必ず届出して下さい ——届出は14日以内——

- 転入、転出するとき。
- 会社などの健康保険に加入または脱退したとき。
- 子どもが生れたとき。
- 住所、家族に変更があったとき。
- 世帯主が代ったとき。など

### ◎正しい受診

病気は、ちょっとよいからといって、油断してはいけません。医師にみてもらうのが、おくれますと、病気も重くなりますので、病気の早期発見に心がけて下さい。また、みだりに医師を変えると、早くなおる病気もなおりにくくなります。

### ◎国民健康保険税

- 賦課限度額は15万円から17万円に
- 税率は52年度と変りません。

所得割額 53年度市民税所得割額の  $\frac{340}{100}$

資産割額 53年度固定資産税（土地・家屋分）の  $\frac{85}{100}$

均等割額 被保険者1人について 4,920円

平等割額 1世帯について 8,880円

◎納期 8月、9月、10月、11月、12月、1月

### ►償還の方法

- ①5年の場合は150万円まで。  
利率は5.88%
  - ②10年の場合は300万円まで。  
利率は5.88%
  - ③15年の場合は300万円まで。  
利率は6%
  - ④20年の場合は300万円まで。  
利率は6%
- なお、貸付利率は、53年度分の貸付分についての予定で今後の金融事情により若干の変動があります。  
返済額は15年、20年返済の場合11年目より金利が変る（労働金庫と協調融資の期間が10年間）ので返済額が増額となります。

### ►説明会と受付期間

- ①4月20日（木）午後6時  
吉原市民会館第1会議室
- ②4月21日（金）午後6時  
富士文化センター第1～3会議室
- ③4月22日（土）午後6時  
鷹岡公民館会議室  
また受付は4月26日（水）から5月2日（木）まで日曜、祭日を除き毎日午前10時から午後3時まで市役所2階ロビーで受付ます。

### ►抽せん会

5月22日（月）午前10時、富士文化センターホール

### ►提出書類

### ①新築、増改築の場合

貸付申込書、土地賃本、住民票の抄本、市町村税の完納証明書、見積書（指定用紙に記入）、図面。

### ②土地、建物購入（中古住宅、マンション購入を含む）場合

貸付申込書、土地賃本、家屋賃本、住民票の抄本、売買契約書又は売主の同意書、市町村民税の完納証明書。

くわしいことは、直接市建設部管理課建築指導係（電話51-0123内線344）へお問い合わせください。